

幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための、子ども・子育て支援新制度が平成27年度にスタートする予定です。

新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などで、子ども・子育ての支援を充実することになっていきます。

このため、町は菊陽町子ども・子育て会議を発足。第1回の会議を1月21日に開催しました。会議では、昨年11月に実施した「菊陽町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を基に、事業計画の策定の準備を進めるなど、新制度に向けた準備をしています。

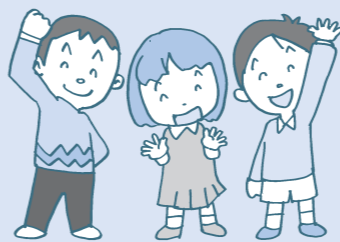


▲第1回子ども・子育て会議であいさつする後藤町長

子ども・子育て支援新制度とは

- ① 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供します。そのため、幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ「認定こども園」の普及を進めます。
- ② 待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増やします。
- ③ 子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てをさらに充実させます。

詳しくは、内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>) をご覧ください。



男女共同

働きかた ともくまび 幸せのみち

総務課 男女共同参画推進係 ☎(232)5536



菊陽町男女共同参画社会推進懇話会副会長 紫藤 和昭さん

私は今年の1月、ドイツに住む40年来の友人からの誘いでドイツに行ってきました。仕事の関係もあり、後輩と共に行くことになりました。初めての海外なのにたった2人でしたので、かなり不安でしたが、成田から10数時間かけ、四苦八苦しながらも何とか入国することができました。

ドイツに着いてまず驚いたのはアウトバーン高速道路です。速度制限が無いのはもちろん、ドイツ全土に網の目のように張り巡らされていて、全て無料で利用できます。このことだけで、国力の違いと、この道路を安全に走れるマナーの良さに感心しました。ところでその友人ですが、20数年前、家族と共に言葉も風習も分からないドイツへ渡りましたが、その時の苦労は計り知れないものがあったでしょうし、特に彼の妻の心労は特筆すべきものだったと思います。二人の様子を見てみると幸せそ

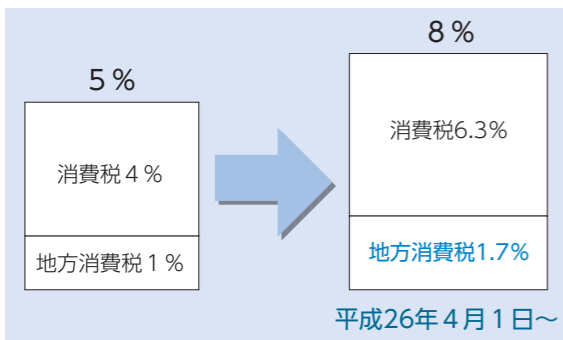
うで、お互いを尊敬し、慈しみ合っていることが手に取るように分かりました。

友人の家に1週間ほど滞在した間に、ビアホールやコンサートなどいろいろな所へ出掛けました。そこで、特に目についたのが夫婦で来ている中高年者の多さです。そして、どの人を見ても表情が明るく、楽しそうに食事やおしゃべりをしていて、ころがほほ笑ましく、温かい雰囲気を感じました。

仕事も順調に終え、私の初めての海外が終わりでしたが、男女共同参画を肌で感じた様な気がします。一口には表現しにくいのですが、これからの日本の男女共同参画社会づくりの方向であるように思います。これからの経験を生かし、啓発活動に微力ながら役立てていきたいと思えます。ちなみに、ドイツの立体駐車場の1階は全て障がいがある人と女性専用でした。

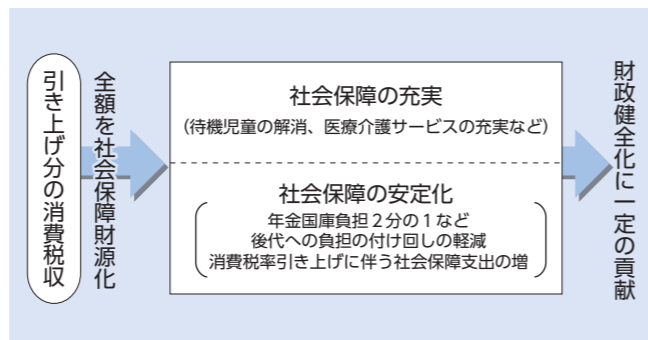
4月から消費税率(国・地方)が8%に引き上げられます

消費税率(国・地方)の引き上げ



- 地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供などの国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。
- 今後、消費税率10%(消費税7.8%・地方消費税2.2%)への引き上げは、あらためて経済状況などを総合的に考え、検討します。

引き上げた分は全て社会保障財源化されます



ご理解とご協力をお願いします

消費税率の引き上げに当たって、事業者が円滑・適正に転嫁するため、転嫁や広告・宣伝、価格表示、便乗値上げなどの相談窓口を設置しています。気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ

消費税価格転嫁等総合相談センター ☎0570(200)123 (平日)午前9時～午後5時(3月・4月は土曜日受付)

離職者への給付制度 住宅支援給付をご利用ください

住宅支援給付とは、住宅を喪失または喪失する恐れのある離職者に対する賃貸住宅の家賃のための給付制度のことです。



■対象者 次の全てに当てはまる人

- ① 離職後2年以内の65歳未満の人
- ② 離職前に主たる生計維持者であった人(離職後離婚などで、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ③ 就労能力と常用就職の意欲があり、ハローワークに求職の申し込みを行う人
- ④ 住宅を喪失している人または賃貸住宅に居住し住宅を喪失する恐れのある人
- ⑤ 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族の月額収入の合計額が次の金額の人
 単身世帯：8.4万円に家賃額(地域ごとの基準額が上限)を加算した額未満
 2人世帯：17.2万円以内
 3人以上世帯：17.2万円に家賃額(地域ごとの基準額が上限)を加算した額未満
- ⑥ 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親

族の預貯金の合計が次の金額以下の人

単身世帯：50万円 複数世帯：100万円

- ⑦ 国の住居困窮離職者などへの雇用施策による給付(職業訓練受講給付金など)や自治体の実施する類似の貸付や給付などを、申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族が受けていないこと
- ⑧ 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

■支給額 賃貸住宅の家賃額

※地域ごとの上限額と収入に応じた調整があります。
 例：月26,200円(菊陽町・単身者・月額収入84,000円以下の場合)

■支給期間 原則3カ月

※一定の条件を満たすと最大9カ月受給できます。

■問い合わせ

熊本県菊池福祉事務所 ☎0968(25)4278